

あらゆる収入を含む。

・ 1人 100万円

・ 2人 140万円

・ 3人 180万円

(以後1人増えるごとに40万円加算)

③ 預貯金・国債・株式などが、350万円

×世帯人数以下であること。

④ 現在お住まいの土地・家屋以外の活用で

きる資産(田畑山林など直ちに処分が難

しいものは除く)を有していないこと。

⑤ 世帯以外の人から扶養を受けていない

こと。

※ 受給要件に該当すると思われる人で、現

在受給していない人はお問い合わせせくだ

さい。

「ひとり親家庭医療費受給資格証」
「重度心身障害児(者)医療費
受給者証」の更新手続き

現在お持ちの受給者証は、7月31日(火)で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、更新手続きにお越しく下さい。

なお、該当者には、事前に案内と申請用紙を送付します。

● 更新手続き時に必要なもの

① 申請書 ② 加入している健康保険証(対象者全員分) ③ 現在お持ちの受給者証

8月から70歳以上の人の高額医療費の自己負担上減額が変わります

平成30年7月まで

| 所得区分 | 自己負担上限額 | |
|---------|----------|--|
| | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 現役並み所得者 | 5万7,600円 | 8万100円+ (医療費の総額-26万7,000円)×1% 【4万4,400円】 |
| 一般 | 1万4,000円 | 5万7,600円 【4万4,400円】 |
| 低所得 1 | 8,000円 | 2万4,600円 |
| 低所得 2 | | 1万5,000円 |



平成30年8月から

| 所得区分 | 自己負担上限額 | |
|----------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 課税所得 690万円以上 | 25万2,600円+ | (医療費の総額-84万2,000円)×1% 【14万100円】 |
| 課税所得 380万円以上※2 | 16万7,400円+ | (医療費の総額-55万8,000円)×1% 【9万3,000円】 |
| 課税所得 145万円以上※2 | 8万100円+ | (医療費の総額-26万7,000円)×1% 【4万4,400円】 |
| 一般 | 1万8,000円 (年間上限額14万4,000円)※1 | 5万7,600円 【4万4,400円】 |
| 低所得 1 | 8,000円 | 2万4,600円 |
| 低所得 2 | | 1万5,000円 |

- ・ 表中の【 】内は、過去1年間に4回以上発生した場合の、4回目以降の上限額です。
- ・ (※1) 8月から翌年7月までの1年間の自己負担上限額があります。
- ・ (※2) 本年8月から「限度額適用認定証」の提示で自己負担上限額までとなります。